

## 平成30年度第1回大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護審議会 議事概要

1 日 時 平成31年3月11日（月）午後2時から午後2時40分まで

2 場 所 プリムローズ大阪3階「高砂東」

### 3 出席者

(1) 個人情報審議会委員

会長職務代理 松田 聡子・委員 尾形 健・委員 島村 健・委員 比嘉 邦子

(2) 事務局

事務局長 小野 雅一・事務局次長兼総務企画課長 大森 秀樹

給付課長 太田 良一・総務グループ長 大本 雄二・事業グループ長 小洞 清春

### 4 議題

(1) 個人情報の開示請求及び提供状況について

### 5 傍聴人 なし

### 6 議事概要

《各委員からの意見（抜粋）》

#### ①事例4：捜査機関からの病歴の照会について

照会対象者は、逮捕・起訴された後か。

（事務局回答）

本資料には記載がなく、資料を見る限りは判断できない。なお、本件は、本人の権利利益が不当に侵害されるか判断できず、また、本人の刑が軽くなるのであれば、本人同意を得ることにより提供できるため、情報提供は行わなかった事案である。

（委員からの意見）

起訴されていれば、本人の不利益とはならないので、情報提供しても問題はないだろう。その場合は、本人や弁護士からの申し出があり、同意が取れると思われる。

ただし、被疑者の段階では、利益・不利益となるかが判断できないため、提供すべきではないと考えられる。

#### ②事例2：捜査機関からの歯科の受診歴の照会について

死亡者の身元確認のための情報はどのようなものか。

（事務局回答）

独居老人などの被保険者について、死後、一定期間が経過したことにより遺体が腐敗し、本人を特定するため、歯型等の情報を以って本人を特定するもの。

#### ③事例1：裁判所からの受診歴の照会について

裁判所からの調査嘱託であるため、本人の同意の上で行っていることから開示する方向で問題ない。